

第8章 医業税務

8-7 医療機関の職員等への利益供与について

Q 8-7

医療機関の職員等への利益供与について教えてください。

A 8-7

医療機関の職員等への利益供与を狭義の解釈すれば、職員やその家族が自身の勤務する医療機関に入院した時の特別病室などを利用した場合に、通常病室との差額（いわゆる差額ベッド代金）を徴収しないことなどがあります。

医療機関（医療法人に限定）が、職員等にその提供する医療行為に関して職員等に特別の利益供与をすることは、原則として「療養担当規則」第5条第1項で義務的徴収、第2項で「支払を受けることができる」ですが、徴収を指導されており、その違反になる可能性が高く、税法上も、その実態に応じて課税の対象になります。

それを前提とした場合に福利厚生費とするためには、全ての職員（家族と役員は除く）に、その旨（福利厚生費として）給付ができること、支給の上限などを規程等で明らかにしておくことが必要と思われます。

ただし、差額室料の自己負担に限定して考えますと療養担当規則第2項に該当するため、職員・家族への免除は、現在あまり実施されていない現況にあると思います。

なお、特定医療法人の場合、承認基準の一つに「全病床に占める差額ベッドの割合が30%以下の基準」があり、不徴収によりその割合を仮装したとみなされた場合には承認取消もありえます。